

重要性を持つ

今回の國勢調査

一 調査の趣旨

國勢調査は、人口に關する諸般の事情を實地に調査し、社會組織や、國民生活の實況を審かにして、政治財政、經濟、其の他各般の施設や、計畫の基礎資料を得るのが目的であります。近代の如く、國家の組織が複雑となり、國民經濟が顯著なる發展を遂ぐるに於ては、是等の制度や、機構を整備し、統制し、行政の施設でも、産業の經營でも、出来るだけ無駄や、重複を省き、眞に時勢に適應した改善進歩を圖ることが大切でありまして、それには、先づ國勢調査を行つて、國勢の基本を知らなければならぬのであります。昭和五年國勢調査後に於ける人口現象は、經濟、社會事情の著しき變化に伴ひ、相當推移變遷を來たして居ります。それ故に、本年も亦國勢調査を行ひ、現下の人口の實狀を明かにし、更に是れを前三回の調査と比較検討して、我國勢の動向を的確に知悉することが急務であります。惟ふに、今回の國勢調査は、方今の國狀に鑑みるも、従前の調査以上に重要な意義を有するものであります。

二 調査の事項

今回行はるゝ國勢調査は、本年十月一日午前零時の現在に依り、内外人の別なく、(一)氏名、(二)男女の別、(三)出生の年月日、(四)配偶の關係、(五)常住地を實地に就いて、正確に調べるのであります。

右の事項は、國勢の基本を知る上に最も必要なものでありまして、其の一つ一つに就いて見ましても、非常に大切なものであることが判ります。即ち

(一)氏名を調べると、調査が正確になるばかりでなく、國家、社會成立の基本になつて居る人口の總數や各地方集團分布の狀況などを知ることが出来ます。

(二)男女の別を調べると、人類社會の二大部門であつて、道徳、風教に至大の關係がある男女の釣合を知ることが出来ます。

(三)出生の年月日を調べると、國民の活動力や、生産力の尺度である年齢別に依る人口の構成を明かにすることが出来ます。

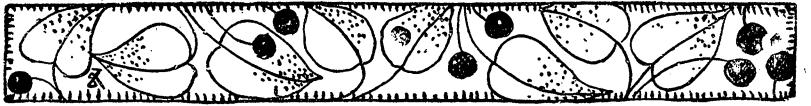
(四)配偶の關係を調べると、國民増殖の本源であり、又社會が健全であるか否かを察知する標準である緣事上の状態を知ることが出来ます。

(五)常住地を調べると、現在人口の外に、行政上の施設、計畫等に必要な資料である常住人口も明かとなり、兩種人口の相違を知ることが出来ます。

以上の事項を互に關聯させて見ると、尙幾多の重要な事實が明かとなり、所謂國勢の基本が明瞭になるのであります。随つて、中央及地方の行政はいふまでもなく、各般の社會施設や、諸種の産業經營や、軍事計畫などには、なくてはならない基本資料を供給するのであります。

三 調査の時期

國勢調査は、十月一日午前零時(九月三十日から十月一日に移る夜半)現在の狀況に依り、世帯に居る人々に就いて、前に述べた五つの事項を明かにするのでありますから、世帯主は、一々正確に調べて、それを國勢調査申告書用紙に認め、國勢調査員の來るのを待つて、提出せられたいのであります。調査の時刻は夜半であります。決して調査員が深夜各世帯へ調べに行くのではありません。此の調査は、社會の實狀を寫し取ることが趣意でありますから、世帯の人々は、調査の時刻に成るべく平常の狀態を變更しない様に注意せられ、世帯主は、誤りなく記入して申告せらるゝ様に心掛けられたいのであります。



四 調査の方法

内閣から任命せられた國勢調査員は、九月二十一日から受持区内の準備調査に着手して、遅くも同月三十日までは、各世帯主に、國勢調査申告書用紙を配付致します。各世帯主は、十月一日午前八時までに、右の用紙に、十月一日午前零時現在の状況に依つて、自分の世帯に居る人々に就いて、調査事項を正確に調べて、有りの儘を記入し、調査員の來るのを待つて、申告書として提出するのであります。若し調査員から何か問はれたときには、正直に答へられたいのであります。

五 國民の協力

國勢調査の事業は、調査員、其の他の係員が如何に周到な注意を以て之に當りましても、それだけでは十分ではありません。全國民の一致協力があつて、始めて完全に調査の目的を達成することが出来るのであります。殊に今回の調査事項は、至極簡單で、而も平易であるからといつて、此の大切な國勢調査の實行を軽く視ることのない様にして戴きたいのであります。又調査の事項は、何れも誰の前でいつても差支のない事柄であるのみならず、申告せられた事柄を公表したり、他に漏らしたりすることは、嚴重に禁ぜられて居りますから、思ひ違ひをして、申告を嫌つたりすることのない様にして戴きたいのであります。正直に、正確に申告せられたことが集つて、最も大切なものになりますのでありますから、國の爲、地方の爲、誠に緊要なものであることを能く理解せられ、自ら進んで、正確で、正直な申告をせられたいのであります。既に前三回の國勢調査は、全國民の一致協力に依つて、良好な結果を得たのであります。今回の調査には、更に從來に勝る好成績を挙げ、立派な結果が得られる様に、呉々も十分の注意を希望する次第であります。

國勢調査事務打合せ

いよく本格的な事務開始

今秋實施せらるべき國勢調査に就き本縣では去る五月二十一日より六月六日迄の間に於て、各市町村長及主任をそれ／＼招集して事務打合せを行つたが、六月六日縣廳内議事堂に開かれた水戸市及び東茨城の打合せは出席七十余名に達し、安藤知事も臨席、親しく訓示を述べられた、尙ほその他の各郡には川崎統計課長課員と共に列席、知事の訓示を代讀し、別記の指示及注意事項に就ては課員専ら之が説明にあたり、出席者との間に質疑應答を重ね、各所共異常の緊張をみせたが、之を以て本縣における國勢調査の幕は切つて落され、愈々本格的な事務に入り、統計課は目が廻るほどの忙しさである。

日 割	集 合 場 所	出 席 人 員	集 合 村
五月二十日	眞壁郡元自治會館	五八	眞壁郡一圓
同二十一日	猿島郡全	四八	猿島郡一圓
同二十二日	結城郡全	四七	結城郡一圓
同二十三日	北相馬郡全	四二	北相馬郡一圓
同二十四日	筑波郡全	五一	筑波郡一圓
同二十七日	土浦町役場	六七	新治郡一圓
同二十八日	蠶業取締所江戸崎支所	六八	稻敷郡一圓
同二十九日	行方郡農會	四〇	行方郡一圓
同三十日	鉢田町役場	四三	鹿島郡一圓
同三十一日	西茨城郡元自治會館	二七	西茨城郡一圓
六月三日	多賀郡全	四三	多賀郡一圓
同 四日	菅谷村役場	六七	那珂郡一圓
同 五日	久慈郡元自治會館	六四	久慈郡一圓
同 六日	茨城縣廳	七三	水戸市、東茨城郡一圓
計		七三八	

慎重事に當り

遺憾なきを期せ

安藤 知事 訓示

本日茲ニ各位ノ御參集ニ際シマシテ一言所懷ヲ申述アルコトヲ得マスコトハ私ノ定ニ欣快トスル所デアリマス
現今我國ノ情勢ハ國際上ニモ幾多ノ重要問題ニ遭遇シテ居ルノミナラズ國內的ニモ亦非常ノ秋ニ際會シ財政、經濟其ノ他諸般ノ制度、政策ニ關シ新ナル計畫ヲ樹立致スノ必要ニ差迫ラレテ居ルノデアリマシテ之等ノ調査審議ノ基礎資料トシテ最近ノ事實ニ關スル正確廣汎ナル統計ニ對スル要求愈々切實ヲ加フルニ至ツタノデアリマス

斯ノ如ク統計ニ關スル社會ノ要望ノ熾烈トナリマシタコトハ畢竟統計ノ重要ナルコトガ認メラレタル結果デアリマシテ近時統計改善ノ跡相當顯著ナルモノガアルコトハ認ムル所デアリマスケレドモ今後之ガ重要性ハ一層増大スルコトト思考セラルルヲ以テ各位ハ其ノ使命ト影響ノ重大ナルコトヲ自覺セラレ統計ノ整備充實ノ爲ニ更ニ一段ノ御努力ヲランコトヲ切望スル次第デアリマス

指 示 事 項

一、調査區ノ分割ニ關スル件

調査區域ハ一調査員一日中ニ區内各世帯ニ申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ヲ完結シ得ルヲ標準トス而シテ調査區數ノ多少ハ調査費ノ上ニ至大ノ關係ヲ有スルヲ以テ前回ノ調査ヲ參酌シ事情ノ許ス限り増加セザル様努メラレタシ

二、國勢調査員ノ選任ニ關スル件

國勢調査ノ目的ヲ達成シ得ルト否トハ一ニ國勢調査員其ノ人ヲ得ルト否トニ在リサレバ其ノ銓衡ニ際シテハ特ニ意ヲ用キ況ク適當ナル人材ヲ得ルニ留意シ以テ調査ノ遂行上遺憾ナキヲ期セラレタシ

三、水面ノ調査ニ關スル件

水面ハ幾分陸上ト事情ヲ異ニシ之カ調査ニ付テハ水面ヲ管轄スル官署等ノ援助ヲ要スルコトアルベキヲ以テ水面地元ノ市町村ニ於テハ之等ノ援助ヲ得テ調査上支

障ナキ様適當ノ措置ヲ講ゼラレタシ

四、施行細則第九條ノ特別調査區域ニ關スル件

本縣ニ該當スル陸海軍ノ部隊、司法省所管ノ刑務所等ハ前回同様關係各主務省ニ於テ之ガ調査ヲ爲ス管ナルヲ以テ特別調査トナス箇所ハ追テ通知スベキモ若シ其ノ他ニモ特別調査ニ屬スベキモノニシテ通知漏ト認メラルモノアリタルトキハ速ニ指揮ヲ請ハレタシ

五、調査ノ趣旨普及ニ關スル件

前三回ノ調査ニ於テ既ニ調査趣旨ノ徹底ニ努メタル結果縣民ノ大多數ハ理解シ居ルモノト認メラルモ今回ハ前回ト調査事項ヲ異ニスル点アルヲ以テ過去ノ成績ニ油斷スルコトナク苟モ誤解ヲ招ギ本調査ノ遂行上支障ヲ來スガ如キコトナキ様努メラレタシ

扱テ今回ノ會議ノ案件デアリマス昭和十年國勢調査ハ國勢ノ基本ヲ明ニスベキ基礎的調査トシテ定ニ重要デアルノミナラズ昭和五年國勢調査以後五年間ニ於ケル我國狀ノ推移變遷ハ極メテ顯著ナルモノガアリマスノデ其ノ人口分布及構成ニ及ボシタル影響ヲ明ニスル上ヨリモ特ニ重要ナル意義ヲ有スルモノデアリマス之ガ調査ニ關シマシテハ既ニ政府ヨリ勅令、閣令其ノ他ノ公布ヲ見今後之ニ基キ各位ト共ニ直接調査事務ヲ管掌スルコトニナツタノデアリマスガ其ノ調査成績ノ如何ハ實ニ各位ノ今後ノ努力ニ俟ツ所頗ル多イノデアリマスカラ如上ノ趣旨ヲ了解セラルルト共ニ萬一ニモ調査員竝ニ一般國民ガ事ニ慣レテ緊張ヲ缺キ眞摯ノ態度ヲ失フガ如キ事ナキ様細心ノ注意ヲ拂フト共ニ調査員ノ選任ニ當リテハ國勢調査ノ準備ガ恰モ縣會議員總選舉ト其ノ時期接近シ居レルニ依リ選舉運動トノ誤解ヲ受クルガ如キ者ヲ避ケ以テ物議ヲ醸スガ如キコト無キニ努メ調査上遺憾ナキヲ期セラルル様切ニ希望スル次第デアリマス

是ヨリ會議事項ニ付キマシテ係官ヨリ詳細ニ指示協議致スコトニナツテ居リマスカラ各位ハ意ノアル所ヲ充分ニ了解セラルルト共ニ意見ノアル所ハ腹藏ナク開陳セラレマシテ會議ノ效果ヲ收メララルル様致シタイノデアリマス

六、人口分布ノ常態激變防止ニ關スル件

現在人口ノ調査ニ於テハ調査ノ時期ニナルベク人口分布ノ常態ヲ保タシムルノ必要アルヲ以テ本縣ニ於テハ豫メ共進會、展覽會、各種ノ大會、總會ノ開催、團體旅行、其ノ他人口分布ノ常態ニ激變ヲ生ズル虞アル行爲ヲ避ケシムル様關係方面ニ依命通牒ヲ發シタルヲ以テ市町村ニ於テモ本件ニ關シ適當ノ措置ヲ講ゼラレタシ

七、國勢調査豫習ニ關スル件

前三回ノ調査ニ於テハ國勢調査員ノ訓練申告義務者指導等ノ爲練習用紙ヲ各世帯ニ配付シ豫習ヲ行ヒタル向アルモ此ノ種ノ方法ヲ執ララルル場合ハ豫メ各世帯主ノ了解ヲ求メ絕對ニ各人ノ秘密ヲ保持シ記入ノ用紙ハ之ヲ本人ニ返戻シ苟モ疑惑ヲ生ゼシメ問題ヲ惹起スルガ如キコトナキ様留意セラレタシ

八、調査用紙、印刷物其ノ他ニ關スル件

市町村ニ於テ實査ニ要スル申告書用紙、照査表用紙、要計表用紙、國勢調査員必携等ハ内閣統計局ヨリ縣ニ交付シ縣ヨリ更ニ市町村ニ交付スルモノトス又申告書括ニ用フベキ表紙ハ縣ニ於テ交付スベキモ調査用紙ノ配給如何ハ調査ノ圓滑ナル遂行ニ密接ノ影響アルヲ以テ市町村ニ於テ用紙不足ヲ生ジタル場合ニハ直ニ之ガ補給ノ途ヲ講ジ以テ調査ノ遂行ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

九、調査時期ニ旅行スル者ノ申告ニ關スル件

調査ノ時期ニ於テ旅行スル者ノ申告方ニ付テハ重複脱漏スルガ如キコトナキ様特ニ注意ヲ要スルモノニシテ旅行中ナルコト豫メ明ナル者ニアリテハ出發ノ際申告スルコトトシ之ニ申告済證券ヲ持參セシムル等最善ノ方法ヲ講ゼラレタシ

十、照査表ノ記入方ニ關スル件

照査表ハ國勢調査ニ於テ申告書ニ次グノ重要材料ニシテ將來人口組織ノ基本資料タルベキモノナルヲ以テ之ガ記入ノ正確

ヲ期スベキハ勿論ナルモ特ニ調査區域ヲ詳細明確ニ記入スル外第二欄世帯所在地ハ公定ノ地名番地ヲ明記スル様注意セラレタシ

十一、申告書ノ記入方ニ關スル件

申告書ニ記載スベキ調査事項中氏名、男女ノ別、出生ノ年月日、配偶ノ關係ハ從前ト異ルコトナキヲ以テ別段ノ困難ナカルベキモ大調査ノ場合ノ如ク「世帯ニ於ケル地位」等ノ調査事項ヲ缺クガ故ニ上記事項ノ申告ノ正否ヲ例ズルニ相當ノ支障ヲ伴ヒ又常住地ノ調査ハ全ク新ニ加ハリタル項目ニシテ之ガ記入方モ相當困難ナルベキヲ以テ申告書ノ記入方ニ付テハ調査員ニ於テ充分説明ヲ爲シ得ル様之ガ指導訓練ニ意ヲ注ギ申告義務者ニ其ノ正確ナル知識ヲ與フル様萬全ノ措置ヲ講ゼラレタシ

十二、準備調査、申告書用紙ノ配付蒐集ノ期日ニ關スル件

調査員ガ各世帯ニ就キ調査ヲ執行スル期間ハ九月二十一日ヨリ十月五日迄ナルヲ

以テ準備調査ノ期日ハ九月二十一日以後ニ於テ市町村長之ヲ定ムルモノナルモ各世帯ノ迷惑少キ日ヲ選ブヲ必要トス申告書用紙ノ配付ハ水面ノ場合ヲ除キ成ルベク九月二十九日迄ニハ各世帯ニ配付シ申告書ノ蒐集ハ十月一日中ニ完了スル様努メラレタシ

十三、市町村要計表ニ關スル件

市町村要計表ハ申告書通數、男女別人口ヲ集計シ作成スルモノニシテ其報告期限ハ十月二十日迄ナルモ期限内ニ成ルベク早く提出セララルル様努メラレタシ

十四、申告書ノ括數ニ關スル件

市町村長ハ申告書ヲ一調査區毎ニ一括トスル外一市町村全部ヲ一括又ハ數括ニ分割シ市町村要計表指定ノ箇所ニ其ノ括數ヲ記入スルノ外之ガ取扱ハ縣則ニ定メタル如ク取扱フベキモノナルモ詳細ハ注意事項ニ之ヲ掲ゲタルニ依リ處理上遺憾ナキヲ期セラレタシ

注意事項

一、調査區ノ設定認可申請ニ關スル件

調査區設定ノ認可申請書ハ地方事務取扱規程第十二條ニ依リ六月十五日迄ニ知事ニ提出スベキモノニ付期限内ニ必ズ提出シ又之ニ添付スベキ市町村略圖ハ大字、小字等ノ地理上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域ヲ以テ境界トナシ之ニ依リ難キトキハ山岳河川、溝渠、道路等判明ナルモノニ依リ各調査區ノ境界ヲ定メ區劃ヲ表示セラレタシ

二、調査員ノ選定内申ノ件

(1) 調査員ハ地方事務取扱規程第十五條但書ノ設ケアリト雖原則トシテ一調査區一人ナルヲ以テ本縣ニ於テハ右原則ニ基キ一調査區一人トシ市町村全體ノ二割ヲ豫備員トシテ同時ニ選定シ調査區設定認可申請書ト共ニ内

申セラレタシ

(2) 調査員ハ優先的ニ統計調査員トシ其ノ他前國勢調査員、元農業調査員在郷軍人會又ハ青年團幹部等ノ内ヨリ適任者ヲ選定スルコト

(3) 水面ノ調査上警察官吏ヲ調査員トナスノ必要アルトキハ豫メ警察署長ト協議セラレタシ

(4) 坑夫、土木工夫等多數集合シ居ル場屋ノ調査員選定ニ付テハ調査上便宜ノ地位ニ在ル者ヲ選定スル等特ニ注意セラレタシ

三、水面調査ノ件

船舶ノ輻湊スル水面ノ調査ニ關シテハ五月十三日統發第五二號通牒事項並左ノ各項ニ注意セラレタシ

(1) 特ニ陸上ト離レ調査區ヲ設ケル必要アルトキハ世帯ヲ爲ス船舶約五十隻碇泊スベシト豫知セララルル毎ニ一調査區ヲ設ケルコト

(2) 調査區ノ境界ハ河川運河等ニ在リテハ橋梁、水門、曲り角、下水放流口等ニ依リ港灣ニ在リテハ何等境界トナル目標ナキトキハ特ニ旗竿等ヲ樹テ明確ナラシムルコト

(3) 調査員ヲ推薦スル場合ハ水面ノ事情ニ通ジタル者例ヘバ水上勤務ノ警察官、運輸會社事務員、廻漕店員等ヲ選定スルコト

(4) 船舶ニ對シ調査上ノ目標トナス爲ニ貼付スベキ青色紙、赤色紙ハ調査期間中褪色セザルモノヲ用フルコト

(5) 帝國軍艦及御用船、外國ノ軍艦又ハ外國政府ノ所有船舶備船ハ之ヲ調査セザルコト

四、趣旨目的周知方ノ件

(1) 市町村吏員ハ勿論調査員ハ其ノ趣旨目的ノアル所ヲ了解シ苟モ誤解ナキヲ期スルト共ニ一般公衆ニ對シ調査ノ趣旨ヲ徹底セシムル方途ヲ講ジ同時ニ施行細則第十條、同第十一條等ノ趣旨ヲ明示スルコト

(2) 調査ノ時期ニ旅行スル者ハ調査事項

- (3) 小學校、青年團等ヲ利用シ趣旨ノ普及徹底ヲ圖ルコト
- (4) 適當ノ時期ニ縣ニ於テ印刷送付スベキ「ポスター」ヲ各部落多數人員ノ出入スル場屋ニ掲示スルト共ニ趣旨説明書ヲ各世帯ニ配付スルコト
- (5) 九月二十日前後ヨリ各部落ノ要所ニ國勢調査ノ注意ヲ掲示スルコト殊ニ交通頻繁ナル停車場附近ハ最モ必要トス

- (2) 本打合せニ於テハ調査員ヲシテ其ノ世帯ニ屬スル申告書ヲ記載練習セシメラレタシ

×世帯番號札ハ地方事務取扱規程第二十三條ニ依リ市町村長ニ於テ適當ニ調製スベキモノナルモ成ルベク一定セシムル爲左ノ式ニ依リ作成セラレダシ

第 調 査 區	世 帯 第 號
---------	---------

分三寸一尺曲幅

豎 曲 尺 四 寸

以上ノ事項ヲ實施シタルトキ及其ノ他市町村ニ於テ特ニ趣旨宣傳ノ方法ヲ講ジタル場合ハ其ノ事項方法等ヲ直ニ臨時國勢調査部長ニ報告スルコト

五、調査員ノ指導訓練ニ關スル件

- (1) 市町村長ハ地方事務取扱規程第十九條ニ依リ國勢調査員ノ擔當調査區ヲ指定後速ニ指示會ヲ開キ尙同第二十條ニ依リ臨時調査員ヲ招集シ事務ノ打合又ハ協議ヲ爲サシメラレタシ

七、申告書記人方ノ件

- (1) 申告書ノ記入明瞭ナラザルトキハ検査ノ際甚ダシキ手數ヲ要シ一般事務ノ進捗ヲ妨グルノミナラズ調査ノ結果ニモ影響スベキヲ以テ充分注意セシメラレタシ

- (2) 八、寄宿舎、病院、旅店、下宿屋等ノ準世帯調査ノ件

ハ停車場附近ノ旅館ニ於テハ旅客輻湊シ且出入頻繁ナルベキガ故ニ往々調査ノ脱漏、重複ヲ來スノ虞レナキ能ハザルヲ以テ特ニ注意スルコト

旅客ハ十月一日午前零時ノ現在者全部ヲ記入申告スルハ勿論申告書記人ノ範圍(ハ)ノ前段ニ當ル者アルトキハ之ヲモ記入申告セザルベカラズ仍テ九月三十日ニ出發スル旅客アルトキハ十月一日午前零時ヲ何所ニ於テ

過シヤ又明朝午前八時迄ニ何レノ世帯ニ入ルヤ聞キ質シ若シ(ハ)ノ前段ニ當ル者ナルトキハ該旅店ニ於テ申告スル旨ヲ旅客ニ告ゲ且之ヲ申告書ニ記入スルコト

九、鑛山ノ飯場、納屋、工場ノ寄宿舎等ニ於ケル調査ノ件

- (1) 鑛山ノ飯場、納屋等ニシテ鑛業主ノ經營ニ係ルモノアルトキハ之ガ調査ニ關シテハ鑛山主ノ助力ヲ求ムルコト
- (2) 鑛山ノ飯場、納屋、工場ノ寄宿舎及多數ノ集合定住スル準世帯ニ對シテハ豫メ其ノ係員等ニ注意シ調査事項中出生ノ年月日等照會ヲ要スル事項アルトキハ前以テ父兄等ニ問合セ置カシムルコト

十、申告書ノ檢査整理ノ件

- (1) 申告書ノ蒐集ヲ終リ申告書、照査表照査表寫提出アリタルトキハ地方事務取扱規程第三十條乃至第三十三條ノ手續ヲ爲シタル後市町村要計表ニ通テ作成シ申告書ハ一調査區毎ニ一

括トナシ更ニ之ヲ調査區順ニ取纏メ一括又ハ數括トシタル後地方事務取扱

披細則第十七條ニ依リ左ノ表紙ヲ付シ一綴トナスコト

大 告 申	茨 城 縣	市 郡	村 町	括ノ内第 號
自 第	第	第	第	第
至 第	第	第	第	第
大 告 申	茨 城 縣	市 郡	村 町	括ノ内第 號

- (2) 照査表ハ調査區順ニ重ネ市町村要計表一通ヲ上部ニ當テ一綴トナスコト
- (3) 照査表寫亦同ジ

十一、調査用紙、印刷物其ノ他ニ關スル件

調査用紙ノ配給如何ハ調査ノ圓滑ナル遂行ニ密接ノ影響アルヲ以テ之ガ配給ニ際シテハ誤算ナキヲ期シ常ニ適當ノ豫備

十二、調査書類ノ保管方ニ關スル件

申告書其ノ他ノ調査書類ノ保管ニ當リテハ其ノ紛失毀損ヲ防グ爲取扱ヲ鄭重ニスルハ勿論特ニ火災、盜難ニ留意スルト共ニ各人ノ申告事項ノ漏洩及人口世帯數ノ

誤傳セラルルヲ避クル爲徒ニ調査書類ヲ
調査關係以外ノ者ニ散見セシメザル様留
意セラレタシ

十三、調査書類進達ノ件

- (1) 調査書類ノ進達ニ際シテハ途中紛失
スルガ如キコトナキ様特ニ注意ヲ要
ス
- (2) 書類ノ進達ハ期限ニ遅ルルガ如キコ
トナキ様嚴守セララルコト

十四、市町村長ノ定ムベキ調査期日

ノ件

規程ニ依ル市町村長ノ定ムベキ左記事項
ノ期日ハ次ノ如ク一定セラレタシ

記

- 一、地方事務取扱規程第二十二條ノ準備
調査期日(施行令第十四條ノ範圍)

九月二十一日

(昭和十年七月九日臨時國勢調査部
長通牒ニ依リ九月二十六日ニ變更)

- 二、調査員心得第十二條ノ國勢調査員照
査表提示期日

九月二十一日

九月二十六日

(昭和十年七月九日臨時國勢調査部
長通牒ニ依リ九月二十七日ニ變更)

- 三、調査員心得第十六條ノ國勢調査員申
告書用紙配付期日

九月二十九日

- 四、調査員心得第二十一條ノ國勢調査員
申告書蒐集期日

十月一日午前八時ヨリ一日中

- 五、調査員心得第三十一條ノ國勢調査員
ノ申告書其ノ他ノ書類提出期日

十月六日迄

昭和十年國勢調査事務執行期限一覽表

事 務	縣	市 町 村	月 日	關 係 法 規
市町村長及主任者會議	六月五日前			
調査區設定認可申請及認可報告	〔七六〕			施行令第九條、施行細則第二條、取扱規程第一條、全第九條、全第十二條乃至全第十四條、縣細則第九條
調査員選定内申	六			施行令第十條、全第十一條、取扱規程第二條、全第十五條、縣細則第十條
調査員氏名告示	七			施行細則第三條、全第四條、取扱規程第十八條
調査員ノ辭令徵章ノ交付	七			施行令第十二條、取扱規程第三條、全第十六條
調査員ノ指導訓練市町村ノ指示會	〔八七〕			取扱規程第九條、全第十九條、全第二十條
照査表欄外ノ記入及捺印	〔八七〕			取扱規程第十七條

趣旨ノ普及並狀況視察	九、二〇迄	九、二〇迄		取扱規程第十條
申告書用紙欄外記入		九、二〇迄		取扱規程第二十九條
世帯番號札ノ調製交付		九、二〇迄		取扱規程第二十三條
調査員ノ打合協議會及狀況視察	九、二〇迄	九、二〇迄		取扱規程第十九條、全第二十條、縣細則第十二條
準備 調 査	〔九、二一〕	〔九、二一〕		取扱規程第二十四條
照査表ノ檢査		九、二一後		取扱規程第二十六條
申告書用紙交付		九、二一後		施行令第五條、取扱規程第三條、全第九條、全第二十五條、縣細則第十二條
申告書用紙殘餘數報告		九、二一後		取扱規程第二十六條
申告書用紙不足補給請求	九、二〇後	九、二一後		取扱規程第二十七條、全第二十八條
準備調査終了報告		九、三〇迄		縣細則第十五條
調 査	一〇、一	一〇、一		施行令第一條
準備調査ノ狀況視察並指揮監督	〔一〇、二一〕	〔一〇、二一〕		施行令第六條、全第八條、縣細則第十三條
天災事變ノ報告	一〇、一	一〇、一		施行令第十六條、取扱規程第五條、全第十一條、縣細則第十六條
申告書蒐集終了報告		一〇、六		縣細則第十五條
申告書照査表ノ受付		一〇、六		施行令第十五條、取扱規程第三十七條
申告書照査表要計表檢査檢算整理	〔一〇、二一〕	〔一〇、二一〕		取扱規程第四條、全第九條、全第三十條乃至全第三十六條、縣細則第十七條
縣都市要計表ノ上級廳ニ進達	一、三〇迄	一〇、二〇迄		施行令第十五條、取扱規程第四條、全第九條、全第三十七條、縣細則第十八條
申告書照査表檢査市町村要計表上級廳へ進達	一、三〇迄	一〇、二〇迄		施行令第十五條、取扱規程第四條、全第九條、全第三十七條、縣細則第十八條

實査用印刷物交付數豫定

種別	縣	市	町	村
國勢調査申告書用紙	市町村交付數ノ百分ノ三	世帯數ノ十二割		
照査表用紙	市町村交付數ノ〇割一分四厘	調査區數ノ四倍 二二、六八四		
市町村要計表用紙	市町村交付數ノ四割〇分三厘	一市町村ニ付三枚 一、一四〇		
郡要計表用紙	一郡ニ付四枚			
縣要計表用紙	一縣ニ付三枚			
調査員必携	一縣六〇〇冊	調査員各一冊	市町村係員四冊	

備考 世帯、調査區、調査員ハ昭和五年國勢調査ニ依ル

寄贈圖書

昭和八年 朝鮮總督府統計年報
 統計界(四月號)
 三重縣統計書(第二編)
 昭和八年 愛知縣統計書
 昭和八年 和歌山縣統計書
 昭和八年 京都市第二五回統計書
 昭和八年 關東洲貿易統計
 主ナル家畜ノ統計

朝鮮總督府
 岩手縣統計協會
 三重縣
 愛知縣
 和歌山縣
 京都市役所
 關東洲廳
 和歌山縣統計課

昭和八年 山梨縣統計書
 昭和八年 群馬縣統計書
 山梨縣養蠶統計一覽
 山梨縣の米麥
 昭和八年 大日本帝國港灣統計要覽
 昭和七年 岩手縣統計書
 工業現勢(第五號)
 統計界(五月號)

山梨縣
 群馬縣
 山梨縣統計課
 全上
 內務省土木局
 岩手縣
 東京工業大學
 岩手縣統計協會

地方統計課長會議

國勢調査に關する地方統計課長會議
 は去る四月二十四、二十五の兩日に亘り内閣統計局會議室に於て開催されたが本縣よりは川崎統計課長及小林屬が出席した。

會議は先づ劈頭に吉田内閣書記官長及長谷川内閣統計局長より左記の如き訓示があつて議事に入り指示及注意事項につき本局各關係課長より詳細な説明があり地方廳提出事項其の他を審議した。

内閣書記官長訓示

本日茲ニ、地方統計課長會議ノ開催セラ
 ルルニ當リマシテ、一言所懐ヲ申述ブル
 コトヲ得マスノハ、私ノ寔ニ欣幸トスル
 所デアリマス。
 現今我國ノ情勢ハ、中央地方ニ亘リ、財
 政、經濟其ノ他諸般ノ制度政策ニ關シ、
 新ナル計畫ヲ樹立致スノ必要ニ差迫ツ

テ居ルノデアリマシテ、之ガ調査審議ノ
 基礎資料トシテ、最近ノ事實ニ關スル正
 確廣汎ナル統計ニ對スル要求ノ甚ダ切實
 ナルモノガアリマス。近時統計改善ノ跡
 ノ相當顯著ナルモノガアリマスガ、現下
 ニ於ケル統計ノ任務ノ特ニ重大ナルコト
 ヲ自覺セラレ、其ノ整備充實ノ爲ニ、更
 ニ一層精勵セラレンコトヲ希望シテ己マ
 ナイ次第デアリマス。
 扱テ、此度ノ會議ノ主題ニ致シテアリマ
 スル昭和十年國勢調査ハ、國勢ノ基本ヲ
 明ニスベキ基礎的調査トシテ、寔ニ重要
 デアルノミナラズ、昭和五年國勢調査以
 後五年間ニ於ケル我國狀ノ推移變遷ハ、
 極メテ顯著ナルモノガアリマスノデ、其
 ノ人口分布及構成ニ及ボシタル影響等ヲ
 明カニスル上ヨリ致シマシテモ、今回ノ
 調査ハ特ニ重要ナル意義ヲモツモノト申
 サネバナリマセン。諸君ハ、本調査ノ成
 績ヲ決定スベキ地方實査ヲ直接指導スベ
 キ地位ニ在ルノデアリマスカラ、其ノ責
 任ノ重大ナルニ鑑ミ、調査ノ準備施行ニ
 萬全ヲ期セラレンコトヲ切ニ希望致ス次
 第デアリマス。

尙諸般ノ會議事項ニ キマシテハ、當局
 ノ指示ニ依リ、能ク其ノ意ノ在ル所ヲ了
 得セラルト共ニ、十分協議ヲ盡サレン
 コトヲ希望致シマス。

内閣統計局長訓示

本日茲ニ、各位ノ御參集ヲ煩ハシマシテ
 私カラモ一言所見ヲ申述ブルコトヲ得マ
 スノハ、寔ニ欣懷ニ堪ヘナイ所デアリマ
 ス。
 時勢ノ要求ニ應ズル爲、近時各種統計調
 査ノ施行其他ノ施設ノ行ハルルモノガ、
 次第ニ多クナツテ參リマスト共ニ、各位
 ノ不斷ノ努力ニ依リマシテ、漸次統計ノ
 整備充實ニ關シ成績ノ見ルベキモノノア
 リマス。殊ニ過般地方官官制ノ改正ニ伴
 ヒマシテ、多數ノ諸縣ニ、統計事務管掌
 ノ爲ニ一課ガ設置セラレマシテ、茲ニ全
 府縣ニ及ブニ至リマシタ事ハ、統計機構
 ノ整備ニ關シ、豫テ私共ノ抱懷シテ居リ
 マシタ理想ノ一端ノ實現セラレタルモノ
 デアリマシテ、各位ト共ニ同慶ニ堪ヘナ
 イ所デアリマス。而シテ此ノ如ク統計機

構整備ノ機運ニ至リマシタコトハ、結局現時ニ於ケル統計ノ重要性ヲ反映スルモノト考ヘラルルノデアリマシテ、統計ノ整備充實ニ關シ、各位ト共ニ今後一層ノ努力ヲ致サネバナラヌト存ズル次第デアリマス。

扱テ、今回ノ會議ニ於テ主題ニ致シテ居リマスル昭和十年國勢調査ニ關シマシテハ、過日勅令、閣令等ノ公布ヲ見マシタノデ、今後之ニ基キ、各位ト共ニ、支障ナク圓滑ニ施行セラルルコトニ努力致シタイト存ズル次第デアリマス。而シテ本調査ノ計畫ニ關シマシテハ、豫テ本會議ニ於テ各位ノ意見ヲモ徵シマシテ、一方時勢ノ推移、社會ノ要望ニ鑑ミ、他方我國目下ノ財政事情ヲモ考慮致シマシテ、種々研究ヲ重ネマシタ結果、調査事項ニ於キマシテハ、我國ニ於テ未ダ曾ツテ調査シタルコトナキ常住人口ニ關スル資料ヲ提供致シマス爲ニ、大正十四年國勢調査ノ際ニ調査致シマシタ人口ニ關スル四項目ノ外ニ、新ニ常住地ヲ加フルコトニ相成ツテ居リマス。更ニ、今回ノ調査ニ於キマシテハ、大正十四年ノ調査ト異ナ

リ、地方分查ノ集計方法ヲ改メマシテ、中央集查ノ方法ニ依ルコトト致シマシタ又大正十四年國勢調査ニ於キマシテハ、地方交付金ハ無カツタノデアリマスガ、今回ノ調査ニ於キマシテハ、僅カデハアリマスガ、地方交付金ノ計上ヲ見タノデアリマス。此等ノ改正ハ、調査結果ノ正確ヲ期シ、地方ノ負擔ヲ軽減セントスル趣意ニ依ルモノデアリマス。之ヲ要スルニ、今回ノ調査ハ、調査事項ヲ基本的人口事項ニ限局スル外ハ、大調査ト殆ンド同一ノ形式ノ下ニ施行セラルルコトト相成ツタノデアリマス。サレバ各位ハ、如上ノ趣旨ヲ了得セラレ、國勢調査ノ回ヲ重ヌルニ從テ、調査員員並ニ一般國民ガ事ニ慣レテ萬一ニモ緊要ヲ缺キ、眞摯ノ態度ヲ失フガ如キ事ナキ様十分留意シテ、優秀ナル成績ヲ收ムル様盡力セラレムコトヲ切望致シマス。

尙ホ國富調査及國民所得調査ニ關シマシテモ、爾今財政ノ許ス限リ國勢調査ト歩調ヲ合シテ、五ヶ年毎ニ施行スル計畫ヲ樹テマシタ結果、今年ハ國勢調査ノ外ニ國富及國民所得調査ヲモ施行致スコトニ

相成ツテ居リマス。而シテ今年ノ調査ニ於キマシテモ、昭和五年調査ト同様ニ、府縣ヲ煩ハシテ標本的實地調査ヲ施行致ス豫定デアリマスガ、今年ハ之ヲ施行スル府縣數ヲ増加シ、益々調査結果ノ正確ヲ期スル所存デアリマスカラ、各位ノ一層ノ盡力ヲ希望致ス次第デアリマス。只今ヨリ、此等ノ事項ニ付キマシテ指示協議ヲ致シマスガ、各位ノ眞摯ナル意見ハ腹藏ナク披瀝セラレマシテ、會議ノ効果ヲ收ムル様致シタイト存ジマス。

◇指示事項

- 一、調査區ノ分割ニ關スル件
 - 二、國勢調査員ノ選任及訓練ニ關スル件
 - 三、特別調査區域ニ關スル件
 - 四、附帶調査ニ關スル件
 - 五、調査書類ノ提出期限及結果ノ發表ニ關スル件
- ◇注意事項
- 一、水面ノ調査ニ關スル件
 - 二、人口分布ノ常態激變防止ニ關スル件

- 三、國勢調査ノ豫習ニ關スル件
- 四、調査用紙、印刷物其ノ他ニ關スル件
- 五、調査書類ノ保管方ニ關スル件
- 六、準備調査、申告書用紙ノ配付及申

- 七、照査表ノ記入方ニ關スル件
- 八、申告書ノ記入方ニ關スル件
- 九、郡市區町村順序報告ニ關スル件
- 一〇、要計表ニ記入スベキ郡市區町村

順序ニ關スル件

- 一一、申告書ノ括數ニ關スル件
- 一二、審査書類送付ニ關スル件

寄贈圖書

昭和七年 第五八回海軍省年報
 昭和九年 東京株式取引所統計年報
 昭和八年 工業經營狀況調
 昭和八年 佐賀縣統計書(第二編)
 昭和八年 兵庫縣會社一覽
 昭和八年 京都府統計研究會誌
 昭和八年 資源(第五卷第五號)
 昭和八年 兵庫縣工場統計表
 昭和八年 臺灣總督府第三十七統計書
 昭和八年 臺灣商工統計
 昭和九年 東京府勢要覽
 昭和九年 鹿兒島縣勢一覽
 昭和九年 千葉縣勢要覽
 自昭和八年九月 家計調查報告
 至同 九年八月 工場統計表

海軍大臣官房
 東京株式取引所
 商工大臣官房
 佐賀縣
 兵庫縣統計課
 京都府統計研究會
 資源局
 兵庫縣統計課
 臺灣總督府調查課
 臺灣總督府殖産局
 東京府
 鹿兒島縣
 千葉縣
 石川縣
 內閣統計局
 商工大臣官房

昭和九年 大分縣治要覽
 昭和八年 大連港勢一斑
 昭和九年 臺灣犯罪統計
 昭和九年 宮崎縣米作統計
 職業紹介公報
 石川縣ノ地位
 いしづゑ(五月號)
 昭和八年 群馬縣統計書
 昭和八年 鹿兒島縣統計書
 五月號統計
 最近神奈川縣勢概要
 神戶市勢要覽
 昭和十年 版福井縣勢
 昭和九年 福井縣統計書
 千葉縣市町村統計要覽
 昭和十年 版山口縣勢要覽
 昭和九年 米麥及礦産額統計表
 昭和九年 米統計表
 昭和八年 奈良縣統計書

大分縣統計課
 南滿洲鐵道株式會社
 臺灣總督府
 宮崎縣統計課
 中央職業紹介事務局
 石川縣
 福岡縣統計協會
 群馬縣
 鹿兒島縣
 千葉縣統計協會
 神奈川縣統計課
 神戶市役所
 福井縣
 福井縣
 千葉縣統計課
 山口課
 農林大臣官房
 農林大臣官房
 奈良縣



近ごろ縣當局の指導督勵や、本誌の模範町村紹介等に刺戟されて、優良町村の視察を企つるもの頗る多く、どうしたらわが統計を一層完全なものにすることが出来るか、どこが劣つてゐるのか、どこが進んでゐるのかと、ひたすらに躍進を目ざして、一様に研究的態度に向つて來たのは喜ばしい傾向である、この寫眞に掲ぐるところの鹿島郡矢田部村統計調査員は長谷川主任書記引率のもとに同郡諏訪村を視察、猿島郡八俣村調査員は高橋主任等と共に是亦優良町村の視察を遂げ、何れも縣廳に立寄り統計課員の執務ぶりや、計數機等を見學し、更に市内の名所を巡覽し、暗いから暗いまで有意義な一日を過して引あげた。

寫眞 (上)前列右より矢田部村長谷川書記、郡擔任齋藤縣統計課囑託、川崎統計課長、小林縣屬、其他は矢田部村統計調査員
(下)前列右より二人目、八俣村高橋書記、中央川崎統計課長、次は郡擔任筑内統計主事補、その他は八俣村統計調査員



各統計雜信

調査員諸君
何なりと揮
つて御通信
を願ひます

東茨城統計事務研究

東茨城郡統計事務研究会第三支會の事務打合せは六月十五日橋村役場に於て開催され縣統計課より吉見屬が臨席した、午前十時中島橋村長の開辭に次いで吉見屬より縣提出事項に就き説明質疑應答を爲し午後一時閉會した、會議事項は統計調査員の指導訓練、國勢調査事務、重要生産物の豫想及實收高公表其他數件である。

筑東統計事務研究

統計の重要性に鑑み、事務の研究、調査員の指導訓練、統計思想の普及を

目ざして結成された筑東山根部會統計事務研究会は六月十七日午前九時から新治郡互會村役場に開催、柿岡町外七ヶ村の主任全部出席、春蠶豫想、收繭高調査、桑苗調査、統計調査員指導訓練、國勢調査事務取扱その他につき研究した、出席者左の如し

- (柿岡町)江畑 書記 (小櫻村)岡田書記
- (小幡村)高橋 書記 (葦穂村)足立書記
- (戀瀬村)入江 書記 (岡部村)大槻書記
- (林 村)小松崎書記 (互會村)比氣書記

多賀産業統計事務研究

多賀郡北部統計事務研究会總會は五月二十日午前十時から松岡町役場に於

て瀧副會長司會の下に開會、昭和十年度同會收支豫算並昭和九年度同會收支決算を孰れも満場一致可決、それより事務の研究に移り縣より出席の成瀬屬より縣提出指示、注意事項の説明をなし更に各町村の質疑に就て應答をなした、出席者は左の通りである。

- (縣統計課) 成瀬屬
- (町村) 松原町沼田書記、松岡町佐藤書記、高岡村豊田書記、南中郷村瀧書記、磯原町長瀬書記、華川村鈴木書記、關南村中軍書記、大津町二田書記、平湯町本瀧書記、關本村水野書記

猿島支部研究会

猿島郡支部總會は去る五月二十日午前十時半より郡農會樓上に開催、縣統計課より小林屬並郡擔任の筑内主事補臨席、支部長遠藤藤境町長開會を宣し、紀元節に統計事務功勞者として縣統計協會總裁より表彰された古河町書記森茂右衛門、長田村書記加藤由之助兩氏

野周兵衛

新治郡支部設置

新治郡町村長會主催の統計事務研究会は五月十日土浦町公會堂に開催したが研究会に先立ち、巽に統計協會總裁より表彰された斗利出村統計調査員野口義一郎氏、九重村全倉田清之助氏、柿岡町書記上會惣七氏に對する傳達式を舉行、縣より臨席の川崎統計課長から表彰狀並に記念品を授與、總裁の式辭代讀の後秋谷町村長會長の祝辭、受賞者の答辭ありて傳達式を了へ更に町村長會長より統計協會支部設置の議を諮り異議なく可決、午後零時二十分より研究会に移り川崎統計課長より激勵の挨拶があり虎口屬から縣提出の事項に就て詳細説明をなし研究協議の上午後二時閉會した。

當日の出席者は左の通りである。

川崎統計課長、郡擔任虎口屬 秋谷郡町村長會長、村山全幹事 眞鍋町松延書記

矢村長 小林書記 (飯島村) 染谷書記 (神大實村) 海老原村長 羽富書記 (岩井町) 大島書記 (七郷村) 富山村長 茂呂書記 (中川村) 瀧本助役 (境町) 遠藤町長 西村書記、江崎書記、田邊書記 (長須村) 片倉助役、後藤書記

稻敷郡南部研究会

稻敷郡南部統計事務研究会は五月十日午前十時から大宮村役場に開催、縣より郡擔任の關屬臨席した、同村豊崎助役の開辭について縣提出の事項を關屬より詳細説明の後質疑應答をなし午後二時十分閉會した、出席者左の如し。

長竿村書記秋山忠吉、生板村書記大野芳雄、奥野村書記中島佐重郎、牛久村書記久地岡己之吉、長戸村書記岡野富之助、別柴村書記松尾貞三郎、八原村書記野村松男、柴崎村書記油原眞、根本村書記大塚貞之助、岡田村書記佐藤實、荳崎村書記島田善吉、龍ヶ崎町書記海老原三代太郎、大宮村助役豊崎省吾、同村書記飯

に對する表彰狀傳達式を行ひ、總裁代理小林屬よりこれを傳達、總裁の式辭を代讀し、遠藤郡支部長の祝辭、受賞者總代森書記の答辭、小林屬の祝詞を兼ねた挨拶があつて閉式、少憩の後引續き研究会に移り縣提出の指示注意事項に就き筑内主事補の説明あり質疑應答を重ね閉會した、出席者は左の通りである。

(統計課) 小林屬 筑内主事補 (古河町) 小出助役 森書記 (新郷村) 小倉村長 秋庭書記 (勝鹿村) 青木助役 長濱書記 (岡郷村) 館野村長 中山書記 (櫻井村) 江原村長 江原書記 (香取村) 山中村長 青木書記 (五霞村) 藤沼助役 小野寺書記 (靜村) 齋藤助役 五月女書記 (長田村) 麻生村長 加藤書記 (八俣村) 高橋書記 (幸島村) 鈴木村長 赤岩書記 (猿島村) 鈴木村長 野中書記 (森戸村) 佐怒賀村長 村田書記 (生子管村) 塚原村長 鶴見書記 (逆井山村) 鈴木村長 和田書記 (七重村) 眞中村長 中村書記 (香掛村) 立入書記 (弓馬田村) 古

上天津村大野書記、下天津村松葉書記、美並村松澤書記、牛渡村小松村長、同稻生書記、佐賀村折本書記、安飾村小室書記、志士車村狩野村長、關川村狩谷書記、高濱町小松崎書記、田余村田口書記、玉川村野口書記、石岡町渡邊書記、關部村大槻書記、瓦會村比氣書記、林村小松崎書記、荳穂村岡野書記、戀瀬村富田村長 同谷仲書記、柿岡町吉田町長、同江畑書記、小幡村高橋書記、志筑村金子書記、新治村小倉書記、七會村高平書記、都和村福田書記、藤澤村來栖書記、斗利出村 御田寺助役、同酒井書記、山ノ莊村勝村書記、九重村狩谷書記、榮村片岡村長、同豊島書記、栗原村中泉書記、東村宮本書記、中家村安達雇、同杉山書記補、土浦町内田書記、三村海東書記

筑波郡支部總會

本縣統計協會筑波郡支部總會は四月二十二日午前十時より筑波郡大穂村役場樓上に於て開催、縣より川崎統計課長並に郡擔任の岡崎主事補臨席、山中(北部)横田(中部)統計事務研究会長及

び町村長、統計主任者等多數參集、山中大穂村長議長となつて支部設立の件をはかり異議なく決定、次いで紀元節の佳辰に際し統計功勞者として縣統計協會總裁より表彰された高道祖村書記飯岡榮助、島名村農林商工統計調査員鯉淵五郎右衛門、鹿島村書記小林靜譚氏に對する表彰狀傳達式を行ひ、川崎統計課長これを傳達して總裁の式辭を代讀、横田島名村長、山中大穂村長の祝辭、被表彰者總代飯岡氏の答辭あり次いで川崎統計課長より祝詞を兼ね一場の挨拶ありて閉式、引續き研究会に移り縣提出の指示、注意事項に就き岡崎主事補の説明あり熱心研究するところあつた、出席者左の通りである。

(統計課) 川崎統計課長、岡崎主事補、(大穂) 山中村長、柳町書記 (谷田部) 橋本町長、中村書記 (小張) 山口書記 (板橋) 中島書記 (久賀) 羽田書記 (三島) 直井助役 (谷井田) 渡邊書記 (豊荒川村長) 鹿島) 沼尻助役、小林書記(長崎) 川口書記 (福岡) 飯泉書記 (島名) 横田

那珂西部研究会

那珂郡西部支部では四月二十六、七の兩日、山方小學校に於て統計事務研究会を開き縣統計課より渡邊屬臨席、午前十時瀨尾山方村助役の開辭に次いで渡邊屬より縣提出事項を説明して後各町村より提出の研究事項により研究を重ねた、出席者は左の諸氏である。

山方村助役瀨尾茂一、山方村書記根本孫次、大場村書記三村市太郎、上野村書記萩谷昌三、大宮町書記阿久津佐之介、大賀村書記大森健太郎、玉川村書記寺門幸夫、鹽田村書記岡崎輝吉、小瀬村書記橋本信雄、野口村書記神村勝太郎、長倉村

書記大森一之、八里村書記田澤壽、巖郷村書記青木金之介

結城郡研究會

結城郡統計事務研究會は四月二十日午前九時より結城郡自治會館に於て開催、縣より川崎統計課長及小泉屬が臨席縣提出指示及注意事項に付き詳細説明をなし熱心に研究する處があつた、次いで去る二月十一日紀元節の佳辰を卜し統計功勞者として本縣統計協會總裁より表彰された全郡名崎村書記塚原龍藏、水海道町農林統計調査員堀越留吉兩氏に對する傳達式を行ひ、川崎統計課長これを傳達し、總裁の式辭を代讀してのち一場の挨拶を述べ續いて石塚大花羽村助役の祝辭、受賞者代表名崎村塚原書記の答辭あつて午後一時閉會した、當日の出席者左の如し。

△縣廳川崎統計課長、小泉屬、△郡町村長會鈴木幹事、△結城町海老原書記、絹川村織田書記、江川村福田書記、山川村朝倉助役、上山川村大島書記、中結城村

心に研究する處あつた、出席者左の如し。

△縣廳川崎統計課長、高島屬△町村長會池田會長(關本町長)赤城副會長(上野村長)△統計研究部 澤邊部長(下妻町長)△町村長其他 安田大寶村長、山口下妻町助役△町村統計主任、下妻町小澤書記大寶村横瀨書記、關本町横瀨書記、上妻村倉持書記、河内村杉山書記、川西村柴助役、騰波ノ江村程塚書記、黒子村渡邊書記、鳥羽村眞田書記、上野村大林書記下館町中書記、竹島村大山書記、差蠶村谷口書記、河間村國府田書記、五所村塚越書記、伊讚村大越書記、大田村濱野書記、嘉田生崎村渡邊書記、古里村戸頃書記、新治村海老澤書記、眞壁町池田書記、大村中村書記、長讀村篠崎書記、谷貝村大畑書記、紫尾村野村書記、樺穂村入江書記、雨引村鈴木書記

那珂郡表彰傳達式

那珂郡町村事務研究會は三月二十八日那珂郡湊町役場樓上に開催、縣統計

吉川書記、名崎村塚原書記、安齋村國府田書記、大花羽村石塚助役、菅原村大根書記下結城村荒井助役、豊岡村中島書記、西豊田村飯村書記、總上村松崎書記、豊加美村野村書記、蠶飼村須藤書記、宗道村青木書記、玉村都井書記、石下町山田書記、豊田村倉持書記、五箇村長岡書記、三妻村船張書記、飯沼村直江書記、水海道町小島書記

稻敷郡支部創立

本縣統計協會稻敷郡支部設置並統計事務績者表彰傳達式舉行の爲、同郡町村長會では四月十八日縣蠶業取締所江戸崎支所に臨時總會を開催した、縣より川崎統計課長並郡擔任者關屬臨席し、小澤町村長會々長以下各町村長出席、劈頭先つ過般紀元節に本縣統計協會總裁より表彰された奥野村助役吉田市藏、高田村助役伊藤弘藏、源清田村書記廣瀨法潤諸氏に對する表彰狀傳達式を行ひ川崎統計課長表彰狀並記念

課より川崎統計課長及渡邊、高島兩屬臨席、午前十二時西野町村長會長の開會の挨拶に次いで囊に表彰された村松村書記大内重良、瓜連町囑託龍崎由之介、野口村書記西村勝太郎諸氏に對する表彰狀傳達式を舉行、川崎統計課長より表彰狀並記念品を授與して安藤總裁の式辭を代讀、更に一場の挨拶あり西野會長の祝辭、受賞者總代西村勝太郎氏の答辭あり、續いて同郡支部創立總會に移り異議なく設置の件を可決した、次いで高島屬より學事年報作成上に關し詳細説明あり質疑應答を重ねつ熱心に研究された、出席者左の如し
西野町村長會長、宮本、岡崎兩副會長、澁校大津校長、川田校安校長、村松校仲田訓對、木崎校井上訓導、檜澤校小室校長、野口校所訓導、湊町樺村書記、平磯町平井書記、岡野野書記、湊町深野野書記、前渡村大和田書記、中野村横須賀書記、勝田村藤咲書記、川田村關澤書記佐野村小澤書記、村松村大内書記、石神村黒澤助役、神崎村澤畑書記、額田村加

品を授與して安藤總裁の式辭を代讀し更に一場の挨拶を爲し小澤町村長會々長の祝辭、受賞者總代吉田市藏氏の答辭ありて閉式、續いて同郡支部創立總會に移り支部設置の件を議決した、

眞壁郡統計部總會

眞壁郡町村長會役場事務研究會統計部總會は去る四月十日下妻町農業倉庫樓上に於て開催、縣統計課より川崎統計課長及高島屬臨席され午前十時池田眞壁郡町村長會長開會を宣し二月十一日紀元節の佳辰に表彰された大寶村書記横瀨定平、關本町書記横塚良助、古里村書記戸頃普諸氏に對する傳達式を舉行し池田町村長會長、澤邊統計部長の祝辭あり、終つて澤邊統計部長議長席に着き縣統計協會眞壁郡支部設置の件をはかり満場一致可決し、直に統計事務研究會に移り縣提出會議事項につき高島屬の詳細説明あり出席者交々立つて或は意見を述べ或は疑問を質し熱

藤書記、菅谷村小林書記、五臺村海野書記、柳河村菊池書記國田村蘭部書記、戸多村繪山書記、芳野村綿引書記、木崎村高畑書記、瓜連村秋山書記、靜村齋藤助役、大場村三村書記、上野村小林書記、大宮町藤田書記、大賀村助川書記、玉川村海老根助役、鹽田村横山書記、檜澤村岡崎書記、小瀬村粕谷書記、野口村粕谷助役、長倉村佐藤助役、巖郷村青木書記

舊記より

本年一月一日より我國の書狀新聞紙等は我國の郵便切手を以て地球中文明諸邦へは盡く通することとなりぬと云ふ。然し必ず書信は米國を経て然る後に達するものなり舊來は外國郵便切手を用ゐざれば達せざりしが初て是盛舉に至れりと(明治八年一月)



逆ばしる感激の言葉

表彰の光榮に浴して

我村の一大變革

村松村 統計主任 大内 重良

紀元節の佳辰に際し統計事務功績者として表彰せられました事は誠に身に餘る光榮であります。

顧みれば私は昭和三年一月書記就職勸業統計、學事統計、庶務を擔任し七ヶ年の長日月を閲するも何等得る所なきにも拘らぬ榮ある表彰の恩典に浴しました事は偏に統計課長殿並に縣係官各位の熱誠なる御指導の賜ものと深く感謝の意を表する次第であります。本村は現在畑七百町歩余田三百五十

様致す覺悟であります。

只だ感激に顫ふ

筑波郡高道 村松村書記 飯岡 榮助

私圖らずも表彰の光榮に浴し、只だ感激に顫へて居ります。今後は層一層懸命の努力を注ぎ、村統計事務革新のために、統計協會筑波支部飛躍のために、及ばずながら御期待の萬一に酬りたいと熱禱してやまぬものであります

偏に御指導の賜

筑波郡鹿島村書記 小林 靜

私は紀元の佳節統計事務功勞者として協會總裁閣下より表彰の恩典に浴し四月二十二日これが傳達式を大穂村役場に開催せられ拜受の光榮を荷ひました、感激措く能はざる次第であります。願れば大正十五年極月本村書記拜命以來最も重要なべき各種統計事務に

町村統計主任異動

(上は新任 弧括内舊)

- 昭和十年五月十二日 筑波郡北條町 飯竹 長吉 (島田 惣助)
 - 同 五月二十日 筑波郡上郷村 右濱 延雄 (大崎 永次)
 - 同 五月十八日 多賀郡磯原町 長瀬 昇 (滑川 寅雄)
 - 同 五月五日 黒澤 嘉惠 (黒澤 定男)
- 統計調査員増員**
- 昭和十年四月二十日 那珂郡大場村 猿 田 銀 之
 - 同 三月廿八日 東茨城郡小川町 鬼 澤 悦 美
 - 同 四月一日 同 町 根本 守 二 代 田 好
 - 安達源三郎 高庭 宇作
 - 今井 宇平 飛澤真一郎
 - 廣澤音十郎 鈴木源一郎

統計調査員異動

(上は新任 弧括内舊)

- 昭和十年三月三十一日 東茨城郡縁廊村 小林 幸次郎 (小林 信雄)
- 五月一日 久慈郡金鄉村 櫻井 喜代松 (和田 三代司)
- 四月廿二日 北相馬郡大野村 椎名 修一 (椎名 豊次郎)
- 三月卅一日 結城郡名崎村 赤須 眞隆 (關 康)
- 四月廿二日 行方郡潮來町 村田 長男 (石 津 保)
- 四月一日 鹿島郡息栖村 池田 岩次 (岡野 精作)
- 四月三十日 行方郡太田村 新堀 寛治 (新堀 總平)
- 五月四日 多賀郡關本村 鈴木 勳 (志賀 正夫)
- 五月十四日 同郡國分村 富岡 甲一郎 (和知 丙午)
- 五月二十日 那珂郡勝田村 平澤 勘治 (谷田部作次郎)
- 四月一日 全 郡野口村

村當局が統計事務の重要なるを意識し統計知識の向上發展及實地訓練等適切なる方法を講じつゝあるに因ること寔に多く、尙且本郡擔任係員の指導訓練の宜しきに依る賜と深く感じて居ります。

今後は一層奮勵、調査の正確、報告期限の嚴守に留意し御期待に反かざる覺悟であります。

重大なる責任と覺悟

新治郡九重 統計調査員 倉田 清之助

紀元節にあたり本縣統計協會總裁閣下より統計事務功績者として表彰せられ五月九日これが傳達式を土浦自治會館樓上に舉行し川崎課長殿より表彰狀並に記念品を拜受した事は身に餘る光榮であります、統計が各種の施設經營に重大なる關係を有することは今更喋々を要しませんが、淺學非才なる私如きが、今日の榮譽を擔ひましたことは

偏に郡係員及村主任の熱心なる指導訓練御後援の賜と感謝する次第であります、私共は爾今一層責任の重大なるを認識し統計事務の爲め全力を捧げ研究努力克く御訓諭の趣旨に従ひ村内調査員と圓滿提携、一致以て適確を期し榮えある恩賞の趣旨に背かざる様致したいと念じて止まざる次第であります。

舊記より

凡婦女分娩の際稀に雙子又は三子等を出産する者有之兄弟姉妹の順次取定め方從來民間に於て産婆の妄説に泥み前産を弟妹とし後産を兄姉と唱へ來候趣甚た顛倒無稽に屬し不可然と存候右等區々相成候ては不都合不懌候今後は前産を兄姉とし後産を以て弟妹と順次相定め候方可然と存候此頃伺出候向も有之候間此段相伺候早々御指令被下度候也

明治七年十一月二日 内務省 指令十二月十三日 伺之通前産の兒を以て兄姉と定候儀と可相心得事

皆川 直 (石崎 徳廣)	全	五月卅一日 鹿島郡夏海村
山口 濱吉 (小野瀬小一郎)	全	六月一日 結城郡宗道村
岩本 武夫 (堀江與四郎)	全	五月十六日 久慈郡世矢村
田所 進 (村田 常介)	全	五月十五日 猿島郡森戸村
佐怒賀新右衛門 (田村 藤市朗)	全	五月三十日 結城郡豊田村
山口 喜一郎 (山口作一郎)	全	長瀬 卯一 (大林 周作)
萩原 耕一郎 (塚本 貞吉)	全	六月一日 多賀郡磯原町
長瀬 康 (長瀬 鶴吉)	全	四月一日 筑波郡小張村
大山 好雄 (坂本 秀逸)	全	塚本 辰之助 (寺羽根 辰一)
寺田 俊雄 (宮田 市太郎)	全	六月五日 新治郡斗利出村
藤井 正親 (御田寺 義信)	全	六月一日 結城郡西豊田村
仲内長左衛門 (仲内常右衛門)	全	

林産 610 萬圓

最右翼は久慈の百十八萬圓 木炭總産額二百五萬圓

柴草と卑下すな年産四十七萬圓

本年六月十日、縣統計課の調査發表にかゝる昭和九年に於ける本縣の林野産物總價額は六百十七萬六千六百五十五圓(四割二分四厘)林野産物二百八十三萬八千九百十九圓(四割六分五厘)石材、土石六十七萬四千五百二圓(一割一分一厘)である、之を郡別に觀るときは久慈郡の百十八萬二千八百九圓が第一位を占め、西茨城郡の七十五萬三千六百六十六圓、新治

郡の七十三萬四千七百十九圓、那珂郡の六十四萬一千三十二圓、東茨城郡の五十五萬四千九百四十三圓、多賀郡の五十四萬七千七百四十一圓がこれに次ぎ、其の他は四十萬圓を超えず眞壁、鹿島、筑波、稲敷、行方、猿島、結城、北相馬の順位となつてゐる。更に之を公私有林伐採、林野副産物、石材土石別に示して

公私有林伐採

森林伐採面積は四千九百二十四町八反伐採總價額は二百五十八萬六千六百五十五圓にして之を前年に比べると伐採面積に於て四十五町五反(〇割〇分一

厘)を減じたるも伐採總價額に於ては十九萬二千六十七圓(〇割八分)を増加した、伐採面積が減じたのに反し伐採總價額増加したのは材價の昂騰したからである。

林野副産物

林野の副産物總價額は二百八十三萬八千九百十九圓にして内木炭二百五萬九千二百五圓(七割二分五厘)柴草四十七萬一千五百二十四圓(一割六分六厘)樹實